

## 留守家庭児童学級入級選考基準

留守家庭児童学級入級選考は、本表に基づき行うものとする。

「(1)基本点数表」により、世帯の保育の必要性の状況に応じ基本点数を設定する。また、「(2)調整指数表」により、該当する内容に応じて加点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から入級決定を行う。

同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」に規定する順位により、入級決定の順位を決定する。

### (1)基本点数表

- 1 父母それぞれの基本点数の合算を、申込児童の基本点数とする。
- 2 ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と10点との合算を、申込児童の基本点数とする。
- 3 父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。

事由		保護者(※1)が保育できない事由、状況		基本点数	
1	居宅外労働 ※2 (外勤・居宅外自営)	101	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	10	
		102	月16日以上かつ午後2時から午後6時30分の間に4時間、働いている。	9	
		103	月16日以上かつ午後2時から午後6時30分の間に3時間、働いている。	8	
		104	月16日以上かつ午後2時から午後6時30分の間に2時間、働いている。	7	
		105	上記に該当せず、月64時間以上、働いている。	6	
2	居宅内労働等 (内勤・居宅内自営・内職) ※2※3	内勤・自営	201	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	9
			202	月16日以上かつ午後2時から午後6時30分の間に4時間、働いている。	8
			203	月16日以上かつ午後2時から午後6時30分の間に3時間、働いている。	7
			204	月16日以上かつ午後2時から午後6時30分の間に2時間、働いている。	6
			205	上記に該当せず、月64時間以上、働いている。	5
		206	内職	月64時間以上、働いている。	5
3	産前産後	301	産前の期間にあって、医師より特別な安静を必要とされている。	10	
		302	出産予定日の前8週間又は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	5	
4	病気・けが (産後の不良含む)	401	病気等により、入院している。	10	
		402	病気等により、治療や常時安静を要する自宅療養中で、日常生活に支障があり、多くの介助・支援が必要である。	8	
		403	通院加療を行い、安静が必要である。	6	
5	心身の障害	501	療育手帳重度、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている。	10	
		502	療育手帳中度、身体障害者手帳3級の交付を受けている。	7	
6	同居親族の介護	601	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)である臥床者及び心身障害者(児)の介護を、月20日以上かつ午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日8時間以上している。	9	
		602	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)である病人及び心身障害者(児)の介護を、月16日以上かつ午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日4時間以上している。	7	
7	別居親族の介護	701	別居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)である臥床者及び心身障害者(児)の介護を、月20日以上かつ午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日8時間以上している。	9	
		702	別居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)である病人及び心身障害者(児)の介護を、月16日以上かつ午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日4時間以上している。	7	
8	災害の復旧への従事	801	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	10	
9	求職活動	901	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。	3	
10	就学	1001	学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に月16日以上かつ午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日4時間以上就学、通所している。	7	
11	児童福祉	1101	児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある。	10	
		1102	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である。	10	
12	その他	1201	防府市犯罪被害者等支援条例に規定する犯罪被害者等で、保育を必要としている。	10	

(注釈)

※1 父母がいない場合は、その他の保護者。

※2 就労時間は、休憩時間を含む。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

※3 居宅内労働とは、当該世帯が生活している建物と同じ建物で労働していることをいい、仕事場と居宅が同じ敷地内又は隣接地も含める。

(2)調整指数表

内 容		調整指数
1	児童が1年生である。	+150
2	児童が2年生である。	+120
3	児童が3年生である。	+90
4	児童が4年生である。	+60
5	児童が5年生である。	+30
6	ひとり親世帯等及び生活保護世帯。	+8
7	児童に障害がある。	+7

(3)順位表

1	事由間の優先順位(①～⑩の順)①災害 ②児童福祉 ③その他 ④居宅外労働 ⑤居宅内労働等 ⑥病気・けが ⑦産前産後 ⑧通学 ⑨障害 ⑩介護(同居・別居) ⑪求職活動 ※父母いずれかの優先順位が低い方の事由をこの場合の世帯の事由とする。
2	65歳以上の就労等していない同居者が ①いない ②いる
3	就労の終了時間が遅い順(居宅外労働・居宅内労働等の場合のみ) ※同居者の中の就労終了時間の最も早い時間で比較する。
4	児童の兄弟が小学4～6年生に ①いない ②いる
5	児童と同じ小学校区内に就労等していない祖父母が ①いない ②いる
6	児童の生年月日が遅い順